

別表一の二(一)次葉 (※平成26年10月1日以後開始する連結事業年度から)
「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		連 結 事 業 年 度 等	・	・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算								
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53			
	連結所得金額 (48) + (49)	50	000	法人税額 (52) + (53)	54			
そ法人の場合	連結所得金額 (1)	51	000	法人税額 (51)の25.5%相当額	55			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「48」欄 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10369」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表一の二(一)次葉「48」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>								
法人税額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68			
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69			
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000		
	法人税額	63		確定地方法人税額	71			
	還付金額	64	外	中間還付額	72			
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (13) - (63) 若しくは (13) + (64) 又は (64) - (27)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
	この申告前の連結欠損金の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 (42) - (71) 若しくは (42) + (72) + (73) 又は ((72) - (43)) + ((73) - (43)の外書))	74	00	
翌期へ繰り越す連結欠損金	67							

別表一の二(一)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分